

児童扶養手当制度と誤解していませんか

●児童扶養手当制度とは…

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

●受給者資格



手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を監護している父または母や、父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

なお、児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ① 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級相当）にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 父母とも不明である児童

●次のような場合は、手当を受けることができません

- ① 日本国内に住所がないとき

② 父または母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき

③ 父または母に支給される公的年金の加算対象になっているとき

④ 労働基準法等の規定による遺族補償を受けることができるとき

⑤ 児童福祉施設等または里親に委託されているとき

⑥ 父または母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父または母が重度の障がいにある場合を除く）

父または母が養育者である場合を除く

① 日本国内に住所がないとき

② 国民年金法による老齢福祉年金を除く公的年金を受けることができるとき（※平成26年12月1日より制度が変わり年金受給額が児童扶養手当の額に満たない場合は差額が支給される場合があります。）

③ 平成15年4月1日の時点で、離婚等による支給事由が発生してから5年を経過しているとき

この制度に該当されると思われる方は、認定の請求を行ってください。

【お問い合わせ先】
町民健康課町民窓口グループ
(0212453)



水道ガス料金・下水道使用料金のお支払いは便利な口座振替で！



手続きは簡単です

水道ガス料金・下水道使用料金は、みなさんの取引金融機関の預金口座から自動的に引き落としができます。

口座振替は、お忙しい方、留守がちな方、共働きの方などにたいへん便利です。

取扱金融機関は、郵便局・北洋銀行・北海信用金庫・新函館農協・長万部漁協となっており、金融機関の窓口印かん（通帳印）通帳などをお持ちになって手続きをしてください。

引越しのときは
ご連絡を！

3月・4月は転勤等により引越（転出・転入）される方が多くなりますが、水道ガスの使用を中止される方、または使用を開始される方は、忘れずにご連絡ください。

お問い合わせ先

水道ガス課

(0212862)

(有料広告)

サービス付き高齢者向け住宅

ケアパレス平里



ゆったりと安心・安全な暮らし

※60歳以上の方お気軽に
ご相談ください

随時見学、ご相談承ります！

入居者募集中！

株式会社 鈴木総合サービス

〒049-3513

山越郡長万部町字平里43-5

TEL・FAX (01377) 2-3338